

# 第6章

## 開発事業における 環境配慮指針

- 1 環境配慮指針のあらまし
  - (1) 目的
  - (2) 運用システム
- 2 すべての開発事業に共通の配慮事項
  - (1) 自然環境に関する配慮事項
  - (2) その他の配慮事項
- 3 開発事業種類別の配慮事項
- 4 環境に関連する地域指定と規制内容、  
手続

# 第6章 開発事業における環境配慮指針

## 1 環境配慮指針のあらまし

### (1) 目的

古賀市のより良い環境づくりのためには、第4章に示す施策・事業を着実に進めるとともに、すべての主体が第5章に示す環境配慮行動に努めなければなりません。また、より良い環境づくりのためには計画的な開発事業も必要となります。しかし、開発事業は、環境に対して大きな影響を与えることがあり、影響を受けた環境をもとどおりに回復することは、不可能あるいは時間的、経費的に困難なものとなります。

市内ではこれまでさまざまな開発事業が行われ、今後も行われることが予想されます。

大規模事業については、環境影響評価法\*や福岡県環境影響評価条例\*などにより、適切な環境配慮を行うことが求められていますが、これらの対象とならない規模の開発事業であっても自主的に環境への影響を最小化することが求められます。

そこで、開発事業が環境に与える影響をできるだけ小さくするために、市内での実施が予想される事業（環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例の対象とならない事業も含む）を対象として、自主的な環境配慮の手助けとなる「環境への配慮事項」、「保全すべき対象、法条例による規制条件」などを示します。

#### 《対象とする開発事業の種類》

- ①住宅団地整備  
（住宅団地の造成、住宅の建設 など）
- ②商業・業務施設整備  
（商業・業務用施設の建設 など）
- ③工業施設整備  
（工場・事業場の建設 など）
- ④農業基盤整備  
（農用地の整備、農業用水路の整備 など）
- ⑤河川改修・水辺整備  
（河川改修・護岸の整備、ため池整備 など）
- ⑥海岸部の整備  
（埋立・浚渫、護岸・海岸整備、港湾施設の新設・改良 など）
- ⑦上下水道整備  
（上下水道整備、水道供給施設の整備、下水終末処理施設の整備 など）
- ⑧交通基盤整備  
（道路・鉄軌道の整備、トンネルの建設、橋梁の架設 など）
- ⑨野外レクリエーション施設整備  
（公園整備、運動・野外レクリエーション施設整備 など）
- ⑩廃棄物処理施設整備  
（廃棄物処理施設整備 など）
- ⑪土石の採取・鉱物の掘採  
（土石の採取、鉱物の掘採 など）



表6-1 国・県の環境影響評価制度対象事業と本指針の対象事業との関係

対象事業種類 (市内での実施が予想される 開発事業の種類)	環境影響評価法		福岡県環境影響評価条例
	第1種事業(必ず環境影 響評価を行う)	第2種事業(環境影響評価を 行うか否かを個別に判断)	対象事業
①住宅団地整備			
住宅団地造成、住宅建設	100ha以上(公団実施など)	75~100ha(公団実施など)	50ha以上
②商業・業務施設用地			
工場・業務用 施設建設など	流通業務 団地造成	100ha以上	75~100ha
	その他		
③工業施設整備			
工場・事業場 建設など	工業団地造成	100ha以上	75~100ha
	工場・事業場		排水量5千m <sup>3</sup> /日又は 排出ガス量15万m <sup>3</sup> 以上
その他			
④農業基盤整備			
農用地・農業用水路整備			
⑤河川改修・水辺整備			
河川改修・護岸整備	湛水面積100ha以上の堰	湛水面積75~100haの堰	湛水面積50ha以上の堰
ため池整備			
⑥海岸部の整備			
港湾施設の新設・改良	埋立・掘込面積300ha以上		埋立・掘込面積150ha以上
埋立・浚渫	50ha超	40~50ha	25ha以上
護岸・海岸整備			
⑦上下水道整備			
上下水道整備(配管など)			
水道給水施設整備			
下水終末処理施設整備			
⑧交通基盤整備			
道路整備	《一般国道》 4車線10km以上	《一般国道》 4車線以上7.5~10km	《道路》 4車線5km以上
林道整備	《大規模林道》 2車線20km以上	《大規模林道》 2車線以上15~20km	《林道》 2車線10km以上
鉄道・軌道整備	10km以上	7.5~10km	5km以上
トンネル建設、橋梁建設			
⑨野外レクリエーション施設整備			
公園の整備	墓園		50ha以上
	その他		
運動・野外 レジャー 施設整備	ゴルフ場		30ha以上
	その他運動・ レク施設		50ha以上
⑩廃棄物処理施設整備			
最終処分場整備	30ha以上	25~30ha	15ha以上
その他			
⑪土石の採取、鉱物の堀採			
土石の採取			50ha以上
鉱物の堀採			50ha以上



開発事業の影響を最小化するためには、開発事業の「構想（位置選定）」、「計画・基本設計」、「実施設計・工事」の各段階で環境への配慮を行わなければなりません。特に、開発事業は地形や植生、動植物の生息・生育場所など自然に与える影響が大きく、できる限り早期の段階で環境への配慮を行うことが必要です。

また、環境配慮のレベルには、①回避、②最小化、③修正、④軽減・消失、⑤代償と5つのレベルがあります。それぞれの考え方を表6-2に示します。

表6-2 環境配慮の5つのレベル

配慮のレベル	配慮の概要
① 回避	行為の一部を実行しないことによる影響の回避 (例：貴重な動植物の生息域を回避する道路の路線や開発区域の変更等)
② 最小化	行為の実施の程度を制限 (例：猛禽類の繁殖期における工事の制限等)
③ 修正	影響を受けた環境そのものを修復、再生または回復 (例：工事中採石地や切土法面の植生回復等)
④ 軽減・消失	行為期間中の環境の保護等により、影響の軽減または消失 (例：工事期間中の水生動植物の一時的な移動等)
⑤ 代償	代償の資源または環境を置換または提供 (例：多様な生物が生息する湿地の工事区域外への設置等)

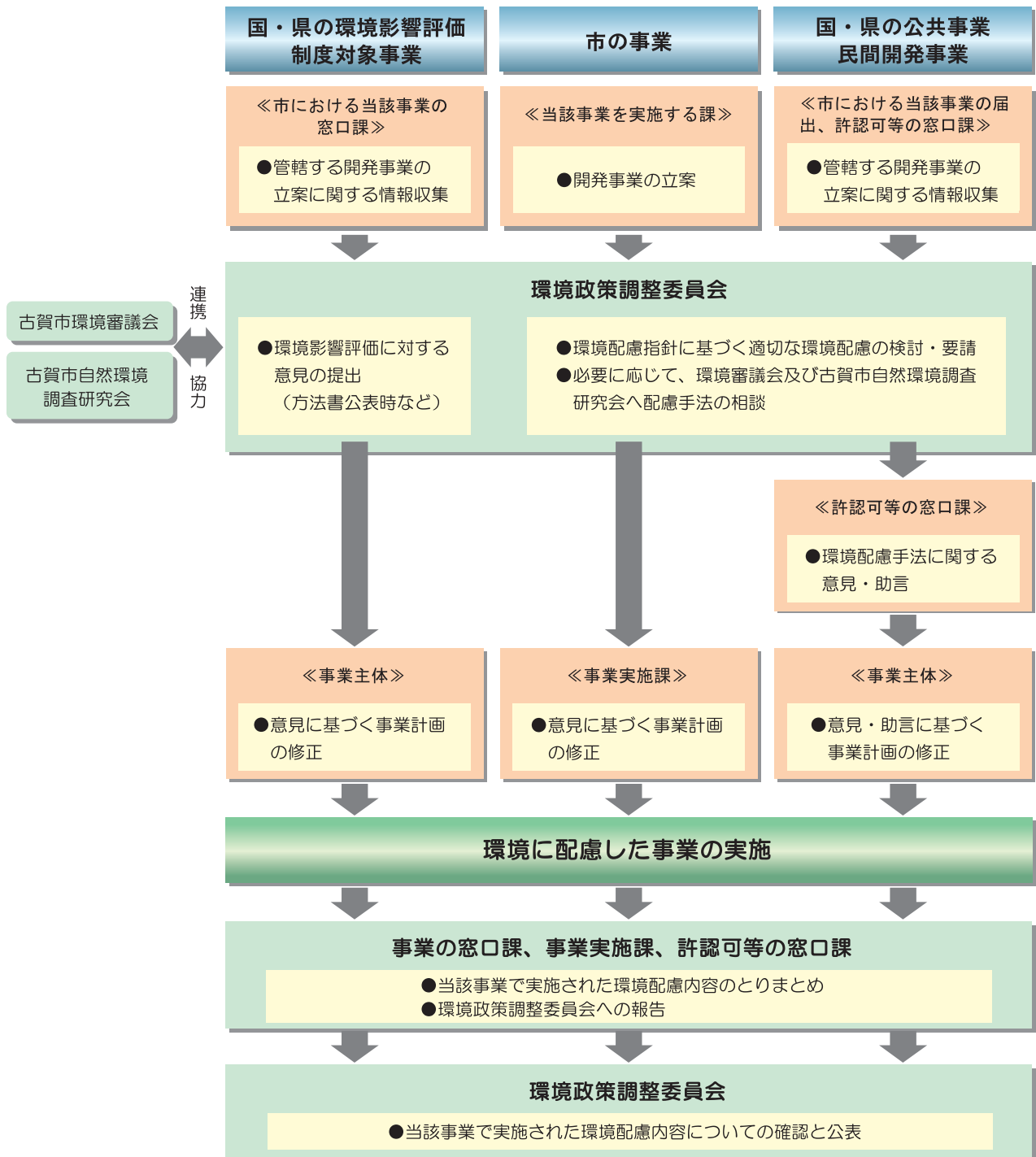


## (2) 運用システム

開発事業における環境配慮を着実にかつ効果的に進めていくためには、環境配慮指針を運用するための組織体制や具体的な手続を整備し、制度化する必要があります。

具体的な運用システムは、対象とする事業規模とともに今後検討していきますが、その基本的考え方（イメージ）を下図に示します。

図6-1環境配慮指針の運用イメージ



## 2 すべての開発事業に共通の配慮事項

### (1) 自然環境に関する配慮事項

開発事業においては、自然環境に対する配慮が最も重要です。すべての事業に共通する自然環境に関する配慮事項は以下のとおりです。

#### 《自然環境に関する配慮事項》

- 重要な自然（貴重な地形・地質や動植物の生息・生育場所）の損傷・消失を避ける。
- 工事の時期や手順を動植物の生息・生育に配慮したものにする。

具体的には、地域の自然の持つ良好さや重要性に応じた配慮を進める必要があります。自然環境調査結果に基づく自然環境面から見た古賀市域のゾーニング（地域区分）と各ゾーンにおける保全方針は、図6-2、表6-3のとおりです。

図6-2 自然環境面から見た市域のゾーニング図

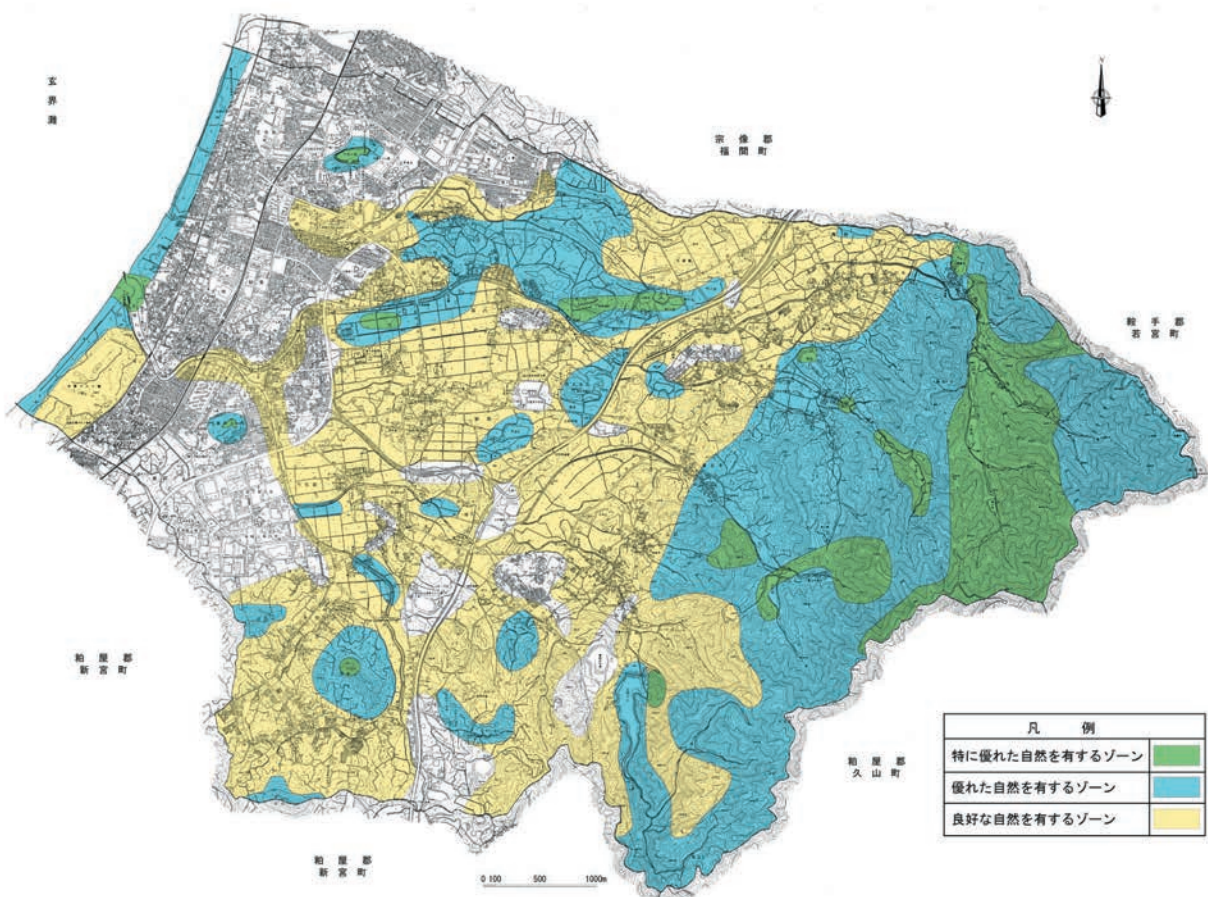


表6-3 各ゾーンにおける保全方針

ゾーン名	ゾーンの特性	保 全 方 針
特に優れた自然を有するゾーン	重要な地形・地質の分布地、レッドデータブック掲載種をはじめとする多様な動植物の生息・生育地として最も重要な役割を果たしている山林や水辺を中心とするゾーン	重要な地形・地質や動植物の生息・生育環境に影響を与える方法での開発事業は避け、ゾーンとしての特に優れた自然環境の保全に努める。
優れた自然を有するゾーン	重要な地形・地質の分布地、動植物の生息・生育地として重要な役割を果たしている農地や山林、水辺を中心とするゾーン	原則として重要な地形・地質や動植物の生息・生育環境に影響を与える方法での開発事業は避け、開発事業においては、優れた自然環境とその周辺を避ける、あるいは影響を及ぼさないよう十分配慮することにより、ゾーンとしての優れた自然環境の保全に努める。
良好な自然を有するゾーン	動植物の良好な生息地としての農地や山林、水辺を中心とするゾーン	開発事業を行う場合は、良好な自然環境要素とその周辺を避ける、あるいは影響を及ぼさないよう十分配慮することにより、自然環境要素ごとの保全に努める。

また、古賀市内での開発事業において十分な配慮が必要である自然環境要素として、特に重要な地形・地質の分布地及び自然環境調査で確認された（聞き取りを含む）希少種の分布状況を表6-4及び表6-5に示します。

表6-4 特に重要な地形・地質の分布地と重要な理由

分野	地域・地点名	重要な理由など
地形・地質	古賀海岸の玄海砂丘	・自然景観、学術上、市民の自然学習やレクリエーション上重要。 ・玄海国定公園としての指定地域を含み、砂丘地帯と防風林の松林は「白砂青松」をかもし出している。砂丘砂層は北西季節風による玄界灘の高波浪と飛び砂の内陸への移動とその影響を学習する上で重要である。
	筵内の中位（中期）段丘	・自然景観、学術上、市民の自然学習上重要。 ・段丘をつくる砂礫層は半クサリ礫からなり、典型的である。玄界灘沿岸の中位段丘としては最も保存が良い。
	高位（古期）段丘	・自然景観、学術上、市民の自然学習上重要。 ・玄界灘沿岸では最大級の高位段丘であり、段丘をつくる砂礫層は赤色土化したクサリ礫からなり、長期間表層で風化にさらされた状況がよく分かる。
	青柳町の蛇紋岩露頭	・学術上、市民の自然学習上重要。 ・西日本の基盤岩類が激しい造山運動で形成されたことを証拠づける岩石として重要である。

表6-5 希少種の分布状況（その1）

分野	種名	レッドデータブック指定状況	分布地
植物	ツキヌキオトギリ	絶滅危惧ⅠA類（環境省） 絶滅危惧ⅠB類（福岡県）	清瀧寺裏山
	ツルギキョウ	絶滅危惧Ⅱ類（環境省） 絶滅危惧ⅠA類（福岡県）	不入谷、薬王寺砂防ダム付近
	マルバノホロシ	絶滅危惧ⅠA類（福岡県）	古賀ダム
	ツクシオオガヤツリ	絶滅危惧ⅠB類（環境省） 絶滅危惧ⅠB類（福岡県）	千鳥ヶ池
	テンキグサ	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	久保地区の海岸
	リンドウ	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	道田池周辺
	ハマボウ	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	大根川河口
	カワヂシャ	準絶滅危惧（環境省） 準絶滅危惧（福岡県）	天神



表6-5 希少種の分布状況（その2）

分野	種名	レッドデータブック指定状況	分布地
ほ乳類	ニホンザル	準絶滅危惧（福岡県）	大根川河口南側の松林、鍋谷池上流
	イタチ	準絶滅危惧（福岡県）	高柳池、天神池、峠下池等の池畔、下ヶ谷池周辺の農道
鳥類	ヤイロチョウ	絶滅危惧ⅠB類（環境省） 絶滅危惧ⅠB類（福岡県）	古賀ダム奥の谷間
	チュウヒ	絶滅危惧Ⅱ類（環境省） 絶滅危惧ⅠB類（福岡県）	古賀ダム・青柳採石場周辺、鍋谷池付近の谷間
	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類（環境省） 絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	薦野の農地、妙見池奥の山林、興山園付近、四反田池
	イカルチドリ	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	湯釜池付近、浦池・五穀神池、四反田池
	サンショウクイ	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	上河内池付近の山林
	サンコウチョウ	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	鍋谷池付近の山林、薬王寺の山林、古賀ダム奥の谷間、上河内池付近の山林
	タマシギ	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	薬王寺の田圃
	チュウサギ	準絶滅危惧（環境省） 準絶滅危惧（福岡県）	青柳川、飛池付近、井堀池付近、小野池付近、筵内の農地、小野公園付近、馬違池・五毛池、高柳池・峠下池、須賀神社付近、九州高校グラウンド周辺
	オシドリ	準絶滅危惧（福岡県）	上河内池付近の山林
	ミサゴ	準絶滅危惧（環境省） 準絶滅危惧（福岡県）	大根川下流、小池付近、馬違池・五毛池、日吉、小野池付近、笹川上池付近
	ハイタカ	準絶滅危惧（環境省） 準絶滅危惧（福岡県）	愛宕神社周辺、上河内池付近、薬王寺北東に面した山麓
	サシバ	準絶滅危惧（福岡県）	筵内の農地・山林、牛ヶ谷中池付近の山林、山ノ神池付近、興山園付近、妙見池付近、山神池付近、砂防ダム付近、上河内池付近の山林、北谷池奥の山林、古賀ダム・青柳採石場周辺
	ケリ	準絶滅危惧（福岡県）	筵内の農地、五穀神池、小池付近、馬違池・五毛池、谷山川、青柳川
	オオヨシキリ	準絶滅危惧（福岡県）	千鳥ヶ池、大根川、筵内の農地、四反田池、谷山川、青柳川
	キビタキ	準絶滅危惧（福岡県）	愛宕神社付近、薬王寺の山林、妙見池奥の山林、小野池付近、上砥石ヶ浦池付近、古賀ダム・青柳採石場周辺、鍋谷池付近の山林
	ヘラサギ	準絶滅危惧（福岡県）	大根川河口干潟
	カササギ	保全対策依存（福岡県）	福岡東病院周辺、千鳥ヶ池
	は虫類・両生類	トノサマガエル	絶滅危惧ⅠB類（福岡県）
ニホンアカガエル		絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	浦田池、妙見池周辺、妙見池上流、小野池周辺、笹川上池、上砥石ヶ浦池、谷別当池、興山園奥の山林、山ノ神池付近、鍋谷池周辺、山神池付近、丸尾池
ヤマアカガエル		絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	浦田池、妙見池周辺、妙見池上流、小野池周辺、笹川上池、上砥石ヶ浦池、鍋谷池周辺、古賀ダム奥の谷間、古賀ダム上流、下ヶ谷池周辺、上河内池周辺、北谷池周辺
アカハライモリ		準絶滅危惧（福岡県）	小野池
ニホンイシガメ		絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	山神池
ジムグリ		準絶滅危惧（福岡県）	須賀神社付近の農道



表6-5 希少種の分布状況（その3）

分野	種名	レッドデータブック指定状況	分布地
昆虫類	クロツバメシジミ	準絶滅危惧（環境省） 絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	千鳥ヶ池
	オオマドボタル	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	大根川清瀧橋周辺
	エサキアメンボ	準絶滅危惧（環境省） 絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	千鳥ヶ池
	コバンムシ	準絶滅危惧（環境省） 絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	千鳥ヶ池
	オオマルケシゲンゴロウ	準絶滅危惧（福岡県）	千鳥ヶ池
陸産貝類	ミヤザキムシオイ	絶滅危惧Ⅱ類（環境省）	葉王寺
魚類	陸封カジカ	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	谷山川古賀ダム上流域
	ドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	米多比川下流域、古賀中学校前の用水路
	メダカ	絶滅危惧Ⅱ類（環境省） 準絶滅危惧（福岡県）	大根川水系淡水域の中下流域、 千鳥ヶ池
汽水産・ 淡水産動物	トウガタカワニナ	絶滅危惧Ⅰ類（福岡県）	大根川古賀市役所裏の堰
	イシマキガイ	絶滅危惧Ⅱ類（福岡県）	大根川花鶴橋～太郎丸橋周辺
	クシテガニ	準絶滅危惧（福岡県）	大根川花鶴橋付近
	ヒメアシハラガニ	準絶滅危惧（福岡県）	大根川河口～花鶴橋周辺
	ハマガニ	準絶滅危惧（福岡県）	大根川花鶴橋付近
	ベンケイガニ	絶滅危惧（福岡県）	大根川落合橋付近
	ミナミアシハラガニ	準絶滅危惧（福岡県）	大根川河口付近
	ハクセンシオマネキ	準絶滅危惧（環境省） 準絶滅危惧（福岡県）	大根川河口～花鶴橋周辺
	ミナミテナガエビ	準絶滅危惧（福岡県）	大根川花鶴橋～青柳川・谷山川

## （2）その他の配慮事項

自然環境面での配慮の他、すべての事業に共通するその他の配慮事項は以下のとおりです。

### 《その他の配慮事項》

- 工事に伴う土砂や濁水の流出を防止する。
- 工事に伴う下流の利水や河川・海域の生態などへの影響を低減する工夫をする。
- 工事に伴う粉じんや騒音・振動は、施工法などを工夫して、極力低減する。
- 廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに努め、発生した廃棄物は適切に処理する。
- 再生材などの環境への負荷の少ない資材を使用するよう努める。
- 歴史的・文化的資源の損傷・消失を避ける。



### 3 開発事業種類別の配慮事項

開発事業の種類別に配慮すべき事項は以下のとおりです。

#### ① 住宅団地整備

住宅団地の造成や住宅の建設などを行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

##### 考えられる主な環境への影響

- まとまりを持った面的な開発で、自然環境の損傷・消失をもたらす可能性がある。
- 居住空間で事業が行われる場合は、騒音・振動の発生などによって、生活環境に影響を与える可能性がある。
- 住宅や付帯施設の外観などは、供用後、住民の日常生活のアメニティ（快適性）を大きく左右する。
- 供用後、生活排水が水質に影響を及ぼす可能性がある。

##### 配慮すべき事項

- ◇開発に伴う土地の改変面積、切土や盛土の量は極力少なくする。
- ◇開発によりできた伐開地などの緑を復元するよう努める。
- ◇造成を行う際は、発生土の適正処理、土壌汚染の防止、地下水脈の保全を行う。
- ◇既存の幹線道路や工業地域に隣接する場合は、緩衝緑地・施設を配置する。
- ◇電波障害、日照阻害が著しく起こらないよう、建築物の高さや配置などを工夫する。
- ◇建物の外観を周辺の景観と調和させる。
- ◇緑地、広場などのオープンスペースを十分確保する。
- ◇未利用エネルギー<sup>\*</sup>利用設備、省エネルギー型施設・設備の導入など、省エネルギー対策を行う  
（例：太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地域冷暖房設備など）。
- ◇適正な水循環保全のため、敷地内における雨水の地下浸透の促進、雨水利用システムの導入などを行う。
- ◇公共下水道整備地域では下水道本管と接続し、未整備地域では合併処理浄化槽を整備する。

#### ② 商業・業務施設整備

商業・業務施設の建設などを行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

##### 考えられる主な環境への影響

- 施工時や供用後に、人や自動車の往来が多くなり、渋滞や自動車交通公害を誘発する可能性がある。
- 大規模な建築物や広告物を設置することから、周辺の景観に大きな影響を与える。
- 郊外型店舗の建設などの場合、自然環境の損傷・消失をもたらす可能性がある。

##### 配慮すべき事項

- ◇物資輸送に伴う自動車の騒音・振動が、居住地に影響を与えないよう、建物を配置する。また、騒音・振動防止施設の整備を行う。
- ◇周辺の交通渋滞や違法駐車・駐輪などが発生しないように、駐車場・駐輪場を十分確保する。
- ◇建物の外観や看板・広告物を周辺の景観と調和させる。
- ◇ゆとりある都市空間創造のため、施設の周囲は緑化し、オープンスペースを設置する。
- ◇夜間の照明は、周辺への影響を与えないよう、位置や方向などに配慮する。
- ◇電波障害、日照阻害、ビル風などが著しく起こらないよう、高層建築物の高さや配置などを工夫する。
- ◇廃棄物や商品の容器包装材の再利用、リサイクルを円滑に進めるための施設整備を行う。
- ◇未利用エネルギー利用設備、省エネルギー型施設・設備の導入など、省エネルギー対策を行う。
- ◇適正な水循環保全のため、敷地内における雨水の地下浸透の促進、雨水利用システムの導入などを行う。



### ③ 工業施設整備

工場や事業場の建設などを行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

考えられる主な環境への影響
○供用後の工場の操業や搬入・搬出用の輸送自動車などは、大気や水の汚染物質、騒音・振動の発生源となる可能性がある。 ○研究施設や先端産業の工場などでは、未規制の有害化学物質を取り扱う可能性がある。
配慮すべき事項
◇生産施設には適切な公害防止設備を設置する。 ◇大気汚染、悪臭、騒音・振動などの発生施設は敷地の中心部に配置し、周囲への環境影響を少なくする。 ◇公害の未然防止のため、居住地域に近接する地域では緩衝緑地の確保などを行う。 ◇有害な化学物質による環境汚染を生じさせないよう、保管・使用・輸送・廃棄それぞれの段階における適正な管理ができる施設整備を行う。 ◇物資輸送に伴う自動車の騒音・振動が居住地に影響を与えないように建物を配置する。 ◇生産施設の外観を周辺の景観と調和させる。 ◇建築物、駐車場などの施設の周囲は緑化する。 ◇夜間の照明は、周囲への影響を与えないよう、位置や方向などに配慮する。 ◇電波障害、日照障害が著しく起こらないよう、建築物の高さや配置などを工夫する。 ◇廃棄物の発生抑制とリサイクルを円滑に進めるための施設整備を行う。 ◇未利用エネルギー利用設備、省エネルギー型施設・設備の導入など、省エネルギー対策を行う。 ◇適正な水循環保全のため、敷地内における雨水の地下浸透の促進、雨水利用システムの導入などを行う。

### ④ 農業基盤整備

農用地の整備や農業用水路、ため池の整備などを行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

考えられる主な環境への影響
○自然性が残る地域で行われる事業であり、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。 ○田園景観を大きく変える可能性がある。
配慮すべき事項
◇土地改良を行うとき、区画の形状などは可能な限り周辺環境と調和させる。 ◇用水路整備では、自然の水際線と河床形状は極力残すものとし、護岸工事などを行う場合は多自然型工法を採用する。 ◇ため池の自然性（湖岸の土、水際や水中の植生など）を極力維持する。 ◇農用地などの周辺に現存する樹木・樹林を極力保存する。 ◇生態系を保全するため、表土は他から持ち込まないようにする。

### ⑤ 河川改修・水辺整備

河川の改修や護岸整備などを行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

考えられる主な環境への影響
○施工時に水辺にすむ動植物の生息・生育場所を損傷・消失させる可能性がある。また、護岸・河床構造などは、供用後、動植物の生息・生育環境を大きく左右する。 ○護岸や堤体の外観は、水辺の景観を大きく左右する。
配慮すべき事項
◇自然の水際線と河床形状は極力残すものとし、護岸工事などを行う場合は、多自然型工法を採用する。 ◇水辺の樹林地や植生、河道の瀬・淵・よどみといった水生生物や野鳥の生息・生育場所の保全・創出に努める。 ◇堰などには、魚などの移動空間を確保するため、魚道の設置などを行う。 ◇護岸や堰堤体の構造・材質・色彩は、周辺の自然景観と調和させる。 ◇水辺に近づきやすくするため、水辺沿いの遊歩道や散策路などを整備する。 ◇水辺とのふれあいの場をつくるため、親水施設（親水護岸など）を整備する。 ◇護岸や施設などのデザイン、素材などは、自然石など地域の自然素材を活用するなどして、良好な水辺景観を形成する。 ◇護岸には安全性に支障がない範囲で植栽するなどして、緑を確保する。 ◇水質の悪化が著しい都市内河川では、必要に応じて河川内における直接浄化施設などを導入する。



## ⑥ 海岸部の整備

埋立・浚渫、護岸・海岸整備、港湾施設の新設・改良などを行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

### 考えられる主な環境への影響

- 水面の埋立・浚渫は、潮流の変化や水質汚濁、海辺・干潟・水中の生態系への影響を及ぼす可能性がある。
- 護岸や港湾施設の外観は、海辺の景観を大きく左右する。

### 配慮すべき事項

- ◇自然の形状を少しでも残す海岸は可能な限り現状を保全する。
- ◇自然環境上の価値が高い干潟は、可能な限り現状を保全し、施工時・供用後を通じて影響を及ぼさないよう配慮する。
- ◇護岸の表面には自然素材などを使用し、自然に近い状態を作る。
- ◇施設の構造、色彩は周辺の自然景観と調和させる。
- ◇海辺に近づきやすくするため、水辺沿いの遊歩道や散策路などを整備する。
- ◇海辺とのふれあいの場をつくるため、親水護岸などを整備する。
- ◇埋立地や施設の形状・構造は、潮流・河口流への影響が小さなものにする。
- ◇埋立、浚渫工事の時は、濁りの発生を極力抑えるような工法・材料を採用する。
- ◇埋立柱材からの汚濁物質の溶出防止対策をとる。
- ◇汚泥除去など、底質改善のための対策をとる。

## ⑦ 上下水道整備

上下水道整備（配管など）、水道供給施設整備、下水処理施設整備などを行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

### 考えられる主な環境への影響

- 配管（管渠の埋設）などは、住居地域で行われる事業のため、施工時に、周辺の生活環境に影響を与える可能性がある。また、地下の水環境に影響を与える可能性がある。
- 取水や処理水の放流によって、周辺の水環境に影響を与える可能性がある。

### 配慮すべき事項

- ◇配管は、地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や工法を工夫する。
- ◇地下工事による地下水汚染を防止するため必要な水質監視を行う。また、地下水の汲み上げは極力抑える。
- ◇道路での配管工事では、特に騒音・振動対策に努める。また交通の邪魔にならないよう、段階的工事などを行う。
- ◇処理場などの施設では、施設の形状・色などを周辺景観と調和させる。また敷地や壁面を緑化する。
- ◇上水道取水施設や下水処理施設は、供用時の周辺の水環境への影響を減らす工夫をする。

## ⑧ 交通基盤整備

道路・鉄道・軌道の整備、トンネル・橋梁の整備などを行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

### 考えられる主な環境への影響

- 広範囲にわたって行われる事業で、自然環境の損傷・消失や動物の生息・生育場所の分断などをもたらす可能性がある。
- 居住空間で事業が行われる場合は、施工時に騒音・振動の発生などによって、生活環境に影響を与える可能性や、供用時に沿線の生活環境（大気汚染、騒音・振動、公害など）を悪化させる可能性がある。
- 供用後は、景観の軸として周囲の景観のあり方を決定づける。また橋梁などの大規模な構造物は、周辺環境に大きな影響を与える。

### 配慮すべき事項

- ◇山間地の道路建設では、動植物の生息・生育場所を連続的に確保するため、野生動物の移動を妨げないための施設などを設置する。
- ◇開発に伴う土地の改変面積および切土や盛土の量は極力少なくする。造成などを行う場合は、発生土の適正処理、土壌汚染の防止、地下水脈の保全、地下水のかん養に配慮する。
- ◇トンネルなどでは、地下水脈の実態を十分調査する。またトンネル坑口部や換気所からの排ガスの影響を極力少なくする。
- ◇幹線道路は、大気浄化、騒音の緩和、景観の向上のため、街路樹や緩衝緑地の設置などを行う。
- ◇やすらぎのある道路空間の創造のため、モニュメント、ベンチ、案内板といった街具の整備などを行う。
- ◇橋梁の大きさ・形状・色などのデザインは、周辺の自然景観、都市景観、歴史的景観と調和させる。
- ◇高架部分は、電波障害、日照障害が著しく起こらないよう工夫する。
- ◇道路照明、自動車のライトなどによる生活環境や動植物への影響を軽減する工夫をする。
- ◇自然の水循環が保全されるよう、路面の透水性を高め、歩道などの透水性舗装、雨水浸透マスの設置などを行う。



## ⑨ 野外レクリエーション施設整備

公園整備や運動・野外レクリエーション施設の整備などを行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

### 考えられる主な環境への影響

- まとまりを持った面的な開発で、自然環境の損傷・消失をもたらす可能性がある。
- 用地の面積が大きく、また大規模な建築物を伴う場合もあることから、周辺景観（自然景観、歴史景観）に大きな影響を与える。

### 配慮すべき事項

- ◇緑地を造成する場合は、郷土樹種を採用し、市の歴史・風土にあったものにする。また動植物が生息・生育しやすい環境づくりを行う。
- ◇山間地を開発する場合は、造成面積、切土や盛土の量を少なくできるように施設の配置を工夫する。
- ◇開発によりできた伐開地などの緑を復元するよう努める。
- ◇施設からの生活排水をできる限り高度に処理する設備を設置する。
- ◇建築物や看板などの位置・規模・構造・色彩は、周辺景観に調和させる。
- ◇未利用エネルギー利用設備、省エネルギー型施設・設備の導入など、省エネルギー対策を行う。
- ◇透水性を高めるため、舗装面は最小限とする。また適正な水循環を保全するため、雨水利用システムなどを設置する。

## ⑩ 廃棄物処理施設整備

中間処理施設や最終処分場の整備などを行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

### 考えられる主な環境への影響

- 供用後の埋立場における活動は、周辺の大気環境、水環境、土壌環境に影響を与える可能性がある。
- 搬入搬出用の輸送自動車が大气汚染、騒音・振動の発生源となる可能性がある。

### 配慮すべき事項

- ◇最終処分場の整備では、土壌汚染、水質汚染を防止するための十分な方策を講じる。
- ◇最終処分場では、供用時、排水や地下水について水質監視ができるような十分な施設や体制をつくる。
- ◇大気汚染、悪臭、騒音・振動などを発生する処理施設は敷地の中心部に設置し、周囲への環境影響を少なくする。
- ◇有害な廃棄物による環境汚染を防止するため、運搬・保管・処理それぞれの段階での適正な管理ができる施設整備を行う。
- ◇処分場の周囲は緑化する。
- ◇煙突、建築物などは周辺の自然景観に調和させる。

## ⑪ 土石の採取・鉱物の掘採

土石の採取・鉱物の掘採を行う場合に配慮すべき事項は以下のとおりです。

### 考えられる主な環境への影響

- 地形そのものを変える開発で、自然環境の損傷・消失をもたらしたり、水環境に影響を与えたりする可能性がある。
- 斜面緑地で行われることが多く、また土地を覆う植生が少なくとも一時的に消失するため、周辺景観に大きな影響を与える。

### 配慮すべき事項

- ◇尾根筋での採取を避けるなど、もともとの地形を極力保全する。
- ◇地表水や地下水脈を分断しないよう、掘削する場所や深さを工夫する。
- ◇掘削面が住民の生活空間に直接面しないよう位置を工夫する。
- ◇工事後の掘削面は、郷土樹種で植栽し、修景と生態系の復元を図る。



## 4 環境に関連する地域指定と規制内容、手続

環境に関連する法規制による地域指定状況や規制内容、手続の概要を図6-3及び表6-6～表6-14に示します。

図6-3 環境関連法規制指定状況図

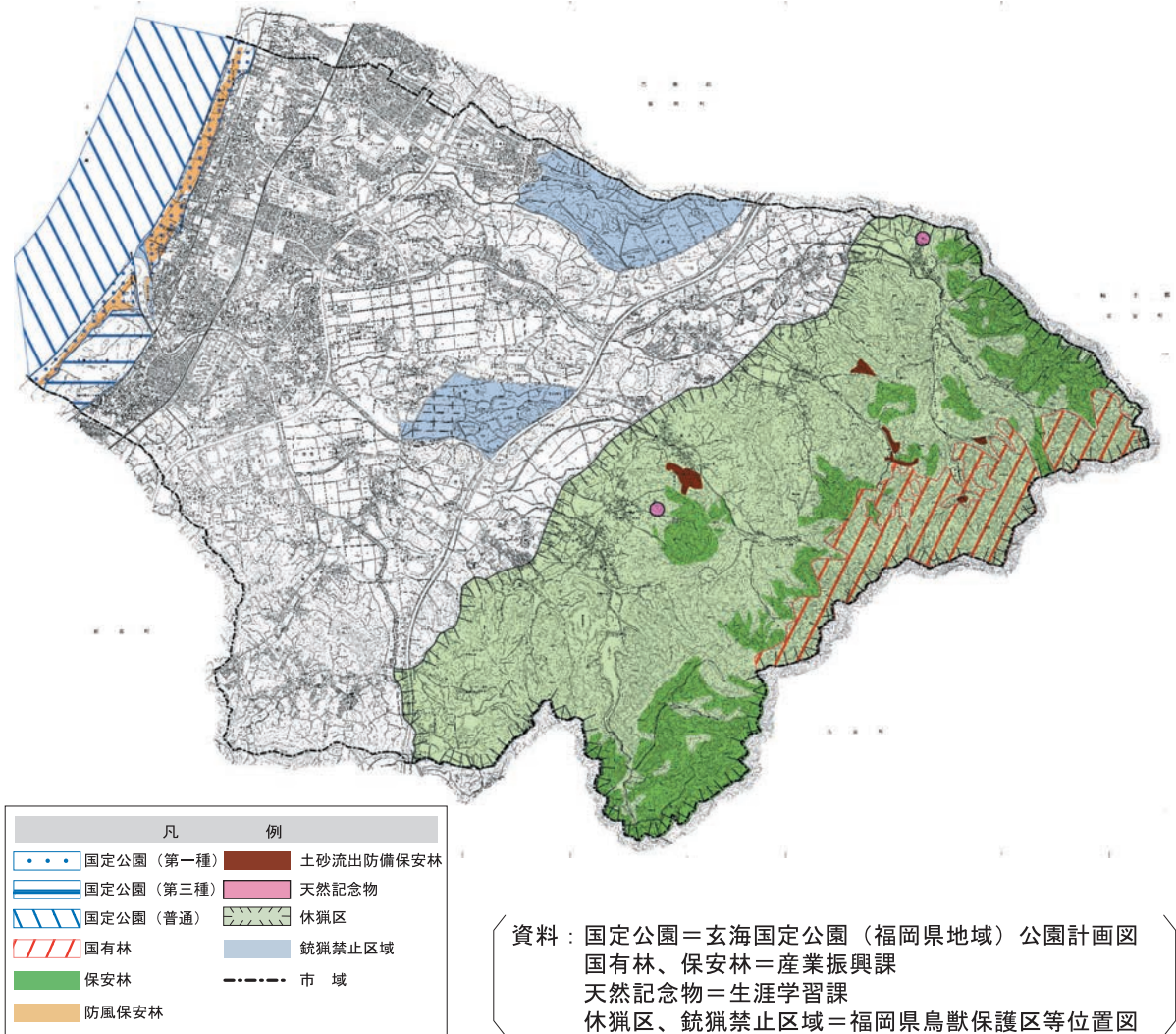


表6-6 自然公園法の指定地域の概要

地域区分	指定要件	主な規制内容	手続（規制権者）
国定公園 特別地域	我が国の風景を代表するに足りる優れた自然の風景地	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆工作物の新築、改築、増築</li> <li>◆木竹の伐採</li> <li>◆鉱物の掘採、土石の採取</li> <li>◆河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</li> <li>◆広告物その他これに類するものの掲出、設置、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示する行為</li> <li>◆水面の埋立、干拓</li> <li>◆土地の開墾、土地の形状を変更する行為</li> </ul>	許可（知事）
普通地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一定規模以上の工作物の新築、改築、増築</li> <li>◆特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為</li> <li>◆広告物その他これに類する物を掲出、設置、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示する行為</li> <li>◆水面の埋立、干拓</li> <li>◆鉱物の掘採、土石の採取</li> <li>◆土地の形状を変更する行為</li> </ul>	届出（知事）



表6-7 鳥獣保護法の指定地域の概要

地域区分	指定要件	主な規制内容	手続（規制権者）
鳥獣保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護繁殖を図るために特に必要のある地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆鳥獣の捕獲</li> <li>◆土地所有者は、環境大臣又は知事が鳥獣の生育・繁殖に必要な営巣・給水・給餌等の施設を設けることを拒否できない</li> </ul>	禁止 （環境大臣又は知事）

表6-8 森林法の指定地域の概要

地域区分	指定要件	主な規制内容	手続（規制権者）
地域森林計画対象民有林	自然的経済的社会的諸条件及び、その周辺における土地の利用の動向からみて森林として利用することが相当と認められる民有林	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆立木の伐採</li> <li>◆有効幅員が3mを超える道路の新設、改築を目的とする行為で開発面積が1haを超えるもの</li> <li>◆その他の開発事業で1haを超えるもの</li> </ul>	届出（市長） 許可（知事）
保安林	次に掲げる目的を達成するために必要な森林 ①水源のかん養 ②土砂の流出の防止 ③土砂崩壊の防備 ④飛砂の防備 ⑤風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備 ⑥なだれ又は落石の危険の防止 ⑦火災の防備 ⑧魚つき ⑨航行の目標の保存 ⑩公衆の保健 ⑪名所又は旧跡の風致保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆立木、立竹の伐採</li> <li>◆立木の損傷</li> <li>◆家畜の放牧</li> <li>◆下草、落枝若しくは落葉の採取</li> <li>◆土石若しくは樹根の採掘、</li> <li>◆開墾その他の土地の形質を変更する行為</li> </ul>	許可（知事）

表6-9 河川法の指定地域の概要

地域区分	地域の要件	主な規制内容	手続（規制権者）
河川区域	河川の流水が継続して存する土地など （河岸の土地を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆河川の流水を占有すること</li> <li>◆河川区域内の土地を占有すること</li> <li>◆土石、竹木、あし、かや等の採取</li> <li>◆工作物の新築、改築、除去</li> <li>◆土地の掘さく、盛土、切土その他の土地の形状変更する行為</li> <li>◆竹木の植栽、伐採</li> <li>◆河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為など</li> </ul>	禁止、制限、許可 （河川管理者）



表6-10 海岸法の指定地域の概要

地域区分	地域の要件	主な規制内容	手続（規制権者）
海岸保全区域	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため管理を行う必要があると認められた時、防護すべき海岸に係る一定の区域を指定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆施設等を設けて海岸保全区域を占用すること</li> <li>◆土石の採取</li> <li>◆水面などへの施設の新設、改築</li> <li>◆土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状を変更する行為</li> </ul>	許可 （海岸管理者）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸保全施設などを損傷し、又は汚損すること</li> <li>◆油その他で海岸を汚損すること</li> <li>◆自動車、船舶その他海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること</li> <li>◆その他海岸保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為</li> </ul>	禁止

表6-11 文化財保護法、福岡県文化財保護条例、古賀市文化財保護条例の規制内容・手続の概要

種類	指定の要件・基準	指定権者	規制を受ける行為	手続（規制権者）
有形文化財（建築物など）、 史跡・名勝・天然記念物	≪国指定≫ ◆有形文化財（重要文化財）： 建造物その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしている土地その他の物件を含む） ◆史跡： 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの ◆名勝： 庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの ◆天然記念物 動物、植物及び地質、鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの	文部科学大臣	現状の変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可 （文化庁長官）
	≪県指定≫ 県の区域内に存する記念物のうち県にとって重要なもの	県教育委員会	同上	許可 （県教育委員会）
	≪市指定≫ 市の区域内に存する文化財のうち市にとって重要なもの	市教育委員会	同上	許可 （市教育委員会）



表6-12 文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）に関する規制内容・手続の概要

種類	指定の要件・基準	規制を受ける行為	手続（規制権者）
埋蔵文化財包蔵地	貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、埋蔵文化財包蔵地を発掘する行為	<p>《事前手続》</p> <p>民間業者： 発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官への届出を要する</p> <p>国の機関、地方公共団体など： 発掘に係る事業計画の策定にあたって、あらかじめ、文化庁長官への通知を要する</p> <p>《施工中に発見した場合》</p> <p>民間業者： その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届出を要する</p> <p>国の機関、地方公共団体など： その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知することを要する</p>

図6-4 歴史・文化資源の分布図

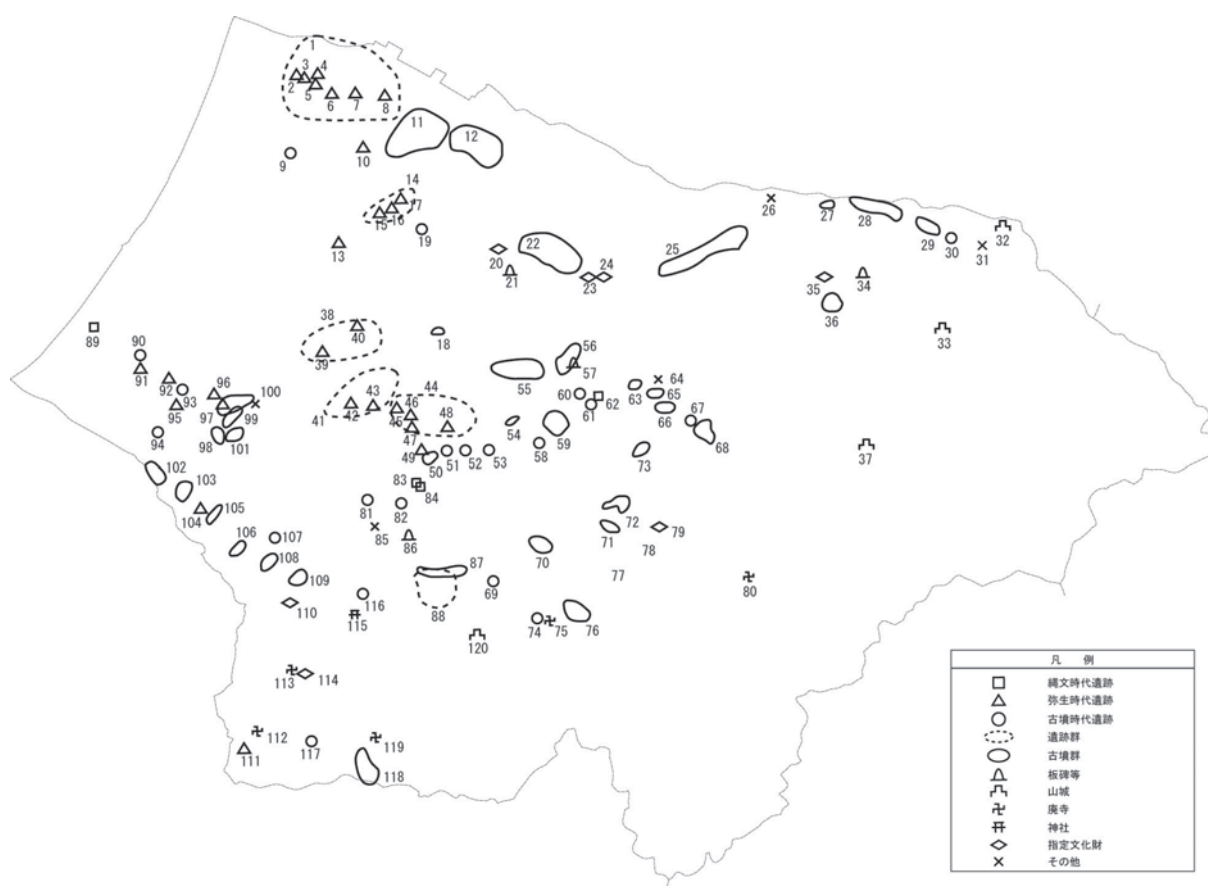


表6-13 その他の環境関連の土地利用規制に関する主な法令の概要

地域区分	根拠法令	主な規制内容と手続
市内全域	国土利用計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆規制区域内の土地の売買などの契約を締結する場合、知事の許可を受けなければならない（※現在、古賀市には存在しない）</li> <li>◆次の規模以上の土地（一団の土地を含む）の売買などを締結する場合、市長を経由して知事に届けなければならない                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市街化区域 2,000㎡以上</li> <li>イ その他の都市計画区域 5,000㎡以上</li> <li>ウ 都市計画区域外 10,000㎡以上</li> </ul> </li> </ul>
	工場立地法	◆製造業等に係る工場又は事業場であって、一つの団地内における敷地面積が9,000㎡以上、又は建築面積の合計が3,000㎡以上のものの新設又は変更をしようとする場合、経済産業大臣、知事等に届出を要する
	大規模小売店舗法	◆一つの建物でその建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるものを新設しようとするものは、経済産業大臣又は知事に届けなければならない
	採石法	◆採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採石を行う場所ごとの採取計画について、経済産業局長・知事の許可を要する
	砂利採取法	◆砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、砂利採取場ごとの採取計画について、知事・河川管理者の許可を要する
	公有水面埋立法	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公有水面の埋立をしようとする場合、知事・港湾管理者の長の許可を要する</li> <li>◆埋立地の所有権を取得したものは又はその一般承継者が、埋立竣工後10年以内に当該埋立地を許可された用途以外の用途に供しようとする場合、知事・港湾管理者の長の許可を要する</li> </ul>
市内全域	福岡県環境保全に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3ha以上の宅地の造成、鉱物の掘採、土石の採取、水面の埋立又はゴルフ場の造成を行おうとする場合、知事に届出を要する</li> <li>◆以下に掲げる工場の設置、宅地の造成その他の開発行為をする場合、知事の許可を要する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いおう酸化物の発生施設（10m<sup>3</sup>/時以上のいおう酸化物を排出するもの）を設置する工場の設置</li> <li>・1日通常の排水量が300m<sup>3</sup>以上となる工場の設置</li> <li>・宅地の造成で造成面積が5ha（標高100m以上の土地を含む場合は3ha）以上のもの</li> <li>・100ha以上の水面の埋立</li> <li>・3ha以上のゴルフ場造成</li> </ul> </li> </ul>
市街化区域	都市計画法	◆1,000㎡以上の規模の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設のように供する目的で行う土地の区画形質の変更）について知事の許可を要する
市街化調整区域		◆規定されている事項以外の開発、建築行為について知事の許可を要する（許可を受けるために、技術基準、立地基準を満たす必要がある）
風致地区		◆建築物その他工作物の新築、増築、改築、宅地の造成、土地の造成その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の類の採取、水面の埋立または干拓、建築物等の色彩の変更等について知事の許可を要する（現在、古賀市には存在しない）
用途地域	建築基準法	◆建築物の用途規制、容積率、建ぺい率、高さ制限
農振農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	◆開発事業（宅地の造成、石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築、増築）については知事の許可を要する
農地など	農地法	◆農地の転用、農地の転用を目的とする権利移動については、市農業委員会を経由して、知事の許可を要する（面積4haを超えるものについては、農林水産大臣の許可を要する）
緑地保全地区	都市緑地保全法	◆建築物その他工作物の新築、増築、改築、宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立または干拓その他の行為について、知事の許可を要する（※現在、古賀市には存在しない）
砂防指定地	砂防法	◆土地の掘削、盛土、切土、開墾など土地の形状変更、立木竹の伐採、工作物の設置、土石などの採取などの行為の制限、砂防設備の占用について知事の許可を要する
急傾斜崩壊危険区域	急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律	◆のり切、切土、掘削、工作物の設置・改造、立木竹の伐採、土石の採取・集積、水の放流などの行為について知事の許可を要する

